高松家庭裁判所

種別		***	Am C	along the same of the same state.	
	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
不在者の		不在者の財産の	不在者財 産管理人 選任	①不在者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②不在者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④不在の事実を証する資料 ⑤不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書,預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し,残高証明書等)等) ⑥申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書),賃貸借契約書,金銭消費貸借契約書等)	10円× 5枚 84円×15枚 140円× 2枚
財 産 の	55	管理に関する処 分	権限外 行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
管 理				①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円× 1枚
_			選任処分 取消し(委 任管理人 を置いた場 合のみ)	①委任契約書	84円× 3枚
失踪の	56	失踪の宣告		①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③失踪を証する資料 ④申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	10円× 5枚 84円×20枚 100円× 1枚 500円× 2枚
の 宣 告	57	失踪の宣告の取消し		①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③失踪者の写真(証明写真くらいの大きさのもの)4枚程度 ④申立人が失踪者以外の場合、申立人の利害関係を証する資料(親族 関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	10円×10枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
婚 姻 等	58	夫婦財産契約に よる財産の管理 者の変更等		①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③相手方の住民票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ④夫婦財産契約登記簿謄本 ⑤不動産登記事項証明書	10円×10枚 84円×10枚 100円× 2枚 140円× 1枚 500円× 4枚
	59	嫡出否認の訴え の特別代理人の 選任		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合, 子の出生証明 書写し及び母の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)が必要) ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票	84円× 5枚
	60	子の氏の変更に ついての許可		①申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)(離婚の場合,離婚の記載のある もの) ※申立書を2セット以上提出する際は、94円分必要です。	84円× 1枚 ※
	61	養子縁組をするについての許可		①申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者が15歳未満の場合,代諾者の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円× 10枚
如	62	死後離縁をする についての許可		①養親の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円× 5枚 100円× 1枚 500円× 2枚
親子	63	特別養子縁組の 成立		【特別養子適格の確認申立て分を含む】 ①養子となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子となる者の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養親となる者の戸籍謄本(全部事項証明書)	【特別養子適格の確認 申立て分】 10円× 8枚 84円×12枚 100円× 4枚 500円× 8枚 【特別養子縁組の成立 申立て分】 10円× 6枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
	64	特別養子縁組の 離縁		①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円×10枚 84円×20枚 100円× 3枚 500円× 6枚
	65	子に関する特別代理人の選任		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者(又は未成年後見人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料(戸籍謄本 (全部事項証明書)等) ④特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ⑤利益相反に関する資料(遺産分割協議書案, 契約書案等)	10円× 5枚 84円× 5枚

種 別					
1 <u>=</u> 111		事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
	項				
		第三者が子に与	財産管理人選任	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④契約書写し又は遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)	10円× 5枚 84円×10枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	66	えた財産の管理 に関する処分	権限外 行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
			報酬付与	①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円× 1枚
親 権	67	親権喪失, 親権 停止又は管理権 喪失		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③申立書の写し(親権者の人数分)	2円×10枚 10円×10枚 20円×10枚 84円×10枚 100円× 3枚 500円× 6枚
	68	親権喪失, 親権 停止又は管理権 喪失の審判の取 消し		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③親族の申立ての場合は申立書の写し(親権者の人数分)	2円×10枚 10円×10枚 20円×10枚 84円×10枚 100円× 3枚 500円× 6枚
	69	親権又は管理権 を辞し、又は回 復するについて の許可		①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円×10枚
扶	84	扶養義務の設定		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円× 5枚
養	85	扶養義務の設定 の取消し		申立ての段階では、特になし	10円× 5枚 84円× 5枚
推	86	推定相続人の廃 除		①申立書の写し ②生前の場合、申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) ④相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ⑥遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合、遺言執行者選任の審判書謄本	1円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 140円× 1枚 1100円分×当事者数
定相続人の	87	推定相続人の廃除の審判の取消し		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	1円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 140円× 1枚 1100円分×当事者数
廃 除	推定相談の署	除の審判又はそ ^{人選}	遺産管理 人選任	①被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ③利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料	10円×10枚 84円×10枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	88	の確定前の遺産の管理に関する	権限外 行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
		処分	報酬付与	①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円× 1枚

種別		市伍	细口	由大泽从春籽	郵便切手内部
	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
	89	相続変をすべき の承認をすべき 関での伸長		【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ③伸長を求める相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) 【配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)に関する申立ての場合】 ④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤をでしている直系尊属(伸長を求める相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖父の場合、父母))がある場合、その百系尊属に限る(例:相続人が祖父の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥死亡している直系尊属(申長を求める相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖父の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人のの子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の百、段とで死亡といる者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円× 1枚
続の承認及び放棄	90	相続財産の保存 で関す る処分	在服外	⑦代襲者(おいめい)の伸長を求める場合,被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の出生時から死亡時事でのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③神相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合。その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤申立人が財産管理人候補者を立てる運用の裁判所の場合,相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合】 ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が組合の場合、父母と祖父))がある場合。その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合。その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③依根続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合。その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	10円×10枚 84円×10枚 140円× 2枚
			行為許可	○性限外付為となる事項の負料○・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84円× 1枚 84円× 1枚
	91	限定承認又は相 続の放棄の取消 しの申述の受理		申立ての段階では、特になし	10円× 1枚 84円× 2枚

種別					
Į	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
9	92	限定承認の申述 の受理		※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ③申述人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑤死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑤被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の資系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	申述人1人につき 84円× 2枚
9	93	限定承認の場合 における鑑定人 の選任		申立ての段階では、特になし	84円×2枚
9	95	相続の放棄の申述の受理		【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票(本籍の記載のあるもの) ②申述人の戸籍謄本(全部事項証明書) 【申述人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】 ③被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④申述人が代襲者(孫,ひ孫等)の場合,被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が第二順位相続人(直系尊属)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合,その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合,父母))がある場合,その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合,父母))がある場合,その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が第三順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円× 1枚

種別		事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
財産分離	96	財産分離		【共通】 (①相続人(財産分離の対象となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) (②債権者が申立人の場合,債権関係を証する資料 (③受遺者が申立人の場合,遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) (相続人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要】 (④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤相続人が代襲者(孫,ひ孫等)の場合,被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤相続人が第二順位相続人(直系尊属)の場合)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要】 (④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合,その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が組母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円×10枚
	97	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	財産管理人選任	家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	10円× 5枚 84円×10枚
			権限外 行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
	98	財産分離の場合における鑑定人の選任	報酬付与	①管理報告書,財産目録,管理経過一覧表,財産に関する資料 家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	84円× 1枚 10円× 5枚 84円× 5枚
相続人の不存	相続人の不存在 の場合における 相続財産の管理 に関する処分	相続財産選任	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書),預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、授高証明書等)等) ⑩利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、金銭消費貸借契約書等)	10円× 5枚 84円×10枚 140円× 2枚	
在			権限外 行為許可	①権限外行為となる事項の資料	84円× 1枚
				①管理報告書, 財産目録, 管理経過一覧表, 財産に関する資料	84円× 1枚
			相続人捜 索の公告	①相続債権者・受遺者に対する請求の申出の官報公告の写し	84円× 3枚

	種別		事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
		項			, — — — — — — — — — —	
		100	相続人の不存在 の場合における 鑑定人の選任		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	10円× 5枚 84円× 5枚
		101	特別縁故者に対 する相続財産の 分与		①申立人の住民票又は戸籍附票 ②疎明資料 ③申立書及び疎明資料の副本(もしくは写し)	2円×10枚 10円×10枚 50円× 4枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
		102	遺言の確認		①遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) ②立会証人の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し ②遺言者生存中の場合,診断書 ⑤立会証人以外が申立人の場合,利害関係を証する書類(親族の場合 は戸籍謄本(全部事項証明書)等)	10円× 3枚 84円× 5枚 上記組み合わせ×証人
					【共通】 ①遺言書の写し ②被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)勝本(全部事項証明書) ③相続人会員の戸籍勝本(全部事項証明書) ④相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)勝本(全部事項証明書)	数
		103	遺言書の検認		【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑤死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る (例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の 死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円× 1枚 94円×相続人数(申立 人を除く)
					【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 (⑤被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑦では、の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑦死亡している兄弟姉妹がある場合,その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑧代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合,そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	
		104	遺言執行者の選 任		①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④利害関係を証する資料(親族の場合,戸籍謄本(全部事項証明書)等)	10円× 5枚 84円× 5枚
		105	遺言執行者に対する報酬の付与		①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ③遺言執行報告書	84円× 1枚
	遺言	106	遺言執行者の解 任		※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言執行者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 ⑤解任を必要とすることを証する資料	10円×10枚 84円× 6枚 100円× 2枚 500円× 4枚
		107	遺言執行者の辞 任についての許 可		①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認事件本の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)	84円× 5枚

	種別	項	事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
		108	負担付遺贈に係る遺言の取消し		※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 [共通] (①申立人(相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) (②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し (③催告書写し (④受遺者の住民票又は戸籍附票 (⑤被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (②申立人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合] (⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (②申立人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の当生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑧死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (②被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	10円× 3枚 84円× 6枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	遺 留 分		遺留分を算定する場合における 鑑定人の選任		①遺留分権利者が申し立てる場合, 遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺留分権利者が申し立てる場合, 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円× 5枚
		110	遺留分の放棄に ついての許可		①被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	10円× 5枚 84円× 5枚
			22 氏又は名の変更 についての許可		①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②氏の変更の理由を証する資料(婚氏続称や緑氏続称をした申立人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ることを求める場合に婚姻前(養子縁組前)の申立人の戸籍(除籍,改製原戸籍)から現在の戸籍までのすべての謄本の提出をしていただいたり,離婚や配偶者の死亡により復氏をした場合に婚姻中の戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本の提出をしていただいたり、外国人の配偶者の氏(又は通称氏)への変更や外国人の父又は母の氏への変更の場合に当該外国人の住民票の提出をしていただく場合もあります。) ③同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書(筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにはり、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることには、	10円× 2枚 84円× 3枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	百				①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②名の変更の理由を証する資料(通称名を永年使用したことを理由とする申立ての場合には、申立時ではなく、審問の期日等にその資料の提示を求める場合もあります。)	10円× 2枚 84円× 3枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	# 籍 法	法	就籍許可		①住民登録がされている場合,申立人の住民票 ②申立人の写真(証明写真くらいの大きさのもの)4枚程度 ③申立人が日本国民であることを証する資料	10円× 5枚 84円×10枚 100円× 1枚 500円× 2枚
		124	戸籍の訂正につ いての許可		①訂正すべき戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)すべて ②申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、申立人の利害関 係を証する資料(申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)等)	10円× 2枚 84円× 3枚 100円× 1枚 500円× 2枚
		125	戸籍事件につい ての市町村長の 処分に対する不服		①事件関係人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②届出の受理・不受理等の証明書	2円×10枚 10円×10枚 50円× 4枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚 ※申立人が1名を超える 場合は、1名につき 1194円分を追加

種別		事項	細目	申立添付書類	郵便切手内訳
	項	争项	柳口	中 <i>上脉</i> 刊 一 块	到比例于内积
性同一性障害者の 性別の取扱いの 特例に関する法律	126	性別の取扱いの 変更		①申立人の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍,改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②所定の事項の記載のある2人以上の医師による診断書	10円× 5枚 84円×10枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	127	都道府県の措置 についての承認		①児童の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者等の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の在職証明等) ④施設収容が必要である理由についての資料 ⑤申立書の写し	2円×10枚 10円×10枚 50円× 4枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
児 童 福 祉 法	128	都道府県の措置 の期間の更新に ついての承認		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 50円× 4枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
	128 <i>0</i> 2	(ハロ子続して (ハ		①児童の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者等の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の在職証明等) ④引き続いての一時保護が必要である理由についての資料 ⑤申立書及び申立にかかる報告書の写し	2円×10枚 10円×10枚 50円× 4枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
生活保護法等	129	施設への入所等についての許可		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 100円× 2枚 500円× 4枚
心神喪失等の状態 で重大な他害行為 を行った者の医療 及び観察等に 関する法律	130	保護者の順位の 変更及び保護者 の選任		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	84円× 5枚
	131	破産手続が開始 された場合にお ける夫婦財産契 約による財産の 管理者の変更等		家庭裁判所の窓口でお尋ねください。	2円×10枚 10円×10枚 84円×10枚 100円× 2枚 140円× 1枚 500円× 4枚
破 産 法	132	親権を行う者に つき破産手続が 開始された場合 における管理権 喪失		①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③破産手続開始決定謄本	2円×10枚 10円× 3枚 84円× 5枚 100円× 1枚 500円× 2枚
	133	破産手続におけ る相続の放棄の 承認についての 申述の受理		①破産管財人の資格証明書	84円× 2枚
中小企業における経 営の承継の円滑化に 関する法律	134	遺留分の算定に 係る合意につい ての許可		【共通】 ①経済産業大臣の作成に係る確認証明書(確認書ではないので注意が必要です。) ②合意書面のコピーを推定相続人(申立人並びに被相続人の兄弟姉妹及びおいめいを除く。)の人数分の通数 ※戸籍は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。 ③旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) ④推定相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤旧代表者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合。その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 【推定相続人に第二順位相続人(直系尊属)が含まれている場合】 ⑥推定相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍(又は除籍、改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書) ②推定相続人が祖父母の場合で、父母の一方が死亡している直系尊属に相続人が相父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属に作る。	2円×10枚 10円× 3枚 84円× 5枚 100円× 1枚 500円× 2枚 上記組み合わせ 推定相続人数分
				属(ただし、推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る。)があるとさは、その直系尊属(例:祖母が推定相続人である場合、祖父と父母)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	